

日本医療保育学会倫理委員会規定

(設置目的)

第1条 日本医療保育学会（以下医療保育学会と略す）において行われる、医療保育及び医療保育に関する調査、研究、発表等が、倫理的正当性をもって行われ、人権の擁護に寄与することを目的として、医療保育学会に倫理委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 倫理委員会は医療保育学会において行われる、医療保育に関する調査、研究、公表等が、倫理的配慮を求められる次の事項について審議する。

- (1) 日本医療保育学会会員が、医療保育に関する調査、研究、公表等を行うものから医療保育学会を通して倫理委員会に申請のあった事項
- (2) 医療保育学会理事長が審議を要すると判断し、倫理委員会に付議した事項
- (3) 倫理委員会委員長が審議を要すると判断した事項

(組織)

第3条 倫理委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 倫理委員会委員長
 - (2) 医療保育学会会則第19条により選任された倫理委員会委員
- 2 倫理委員会委員長は副委員長を指名する。
 - 3 倫理委員会委員長に事故あるときは、副委員長がこの職務を代行する。
 - 4 倫理委員会委員長が必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

(審議の申請)

第4条 申請者は別紙様式に定める「倫理委員会審議申請書」に必要書類を添えて倫理委員会委員長に提出する。

- 2 申請者は、「倫理委員会審議申請書」提出時に通常審査、迅速審査の別を表記する

(審議会の開催)

第5条 倫理委員会は委員の過半数をもって議事を開くことができる。ただし、委員長が必要と認めた場合にはメール等による電子審議会に替えることができる。メール等による電子審議会は、理事会メーリングリスト内の倫理委員会メーリングリストを利用する。

- 2 議決は出席委員の3分の2の合意をもって決する。
- 3 倫理委員会委員長は審議終了後、申請者に「審査判定通知書」により審議結果を通知するものとする。

(迅速審査手続き)

第6条 この要綱に定める各事項を円滑に運用するため、迅速審査の手続きを設けることができる。

- 2 迅速審査手続きによる審査に委ねることができる事項は以下のとおりとする。
 - (1) 既に承認されている調査、研究、公表等の計画の変更の審査
 - (2) 外部との共同研究であって、既に主たる機関において倫理委員会の承認を受けて

いる研究等計画の審査

(4) その他倫理委員会委員長が迅速審査手続きが必要と認めた審査

3 第2項の審査に当たっては、倫理委員会委員長と副委員長との審議に基づき当該申請書を判定することができる。ただし、この結果は、以後に開催される委員会において報告されなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、倫理委員会の運営に必要な事項は倫理委員会の議を経て、理事会で定める。

(附 則)

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。